

平成 23 年 3 月 22 日

内閣総理大臣 菅 直人 殿

公明党東北地方太平洋沖地震災害対策本部
総合本部長 田中那津男
本 部 長 井上 義久
公明党政務調査会長 吉井 啓一

東北地方太平洋沖地震災害の復旧ならびに復興に関する緊急要請 (第 1 回)

東北地方太平洋沖地震による被害は日本国民に未曾有の苦しみと困難をもたらした。被災された方々に心からお見舞い申し上げるとともに、今こそ全国民が復興に向けて立ち上げるべきと考える。

公明党としても被災状況について現地調査を実施した。今回の震災では被災者が多い上に被害も広範囲に及んでいるため、避難生活の長期化を見据えた対応や生活再建支援対策が大変に重要である。また、被害を受けた市町村は財政力も低く、行政機能に壊滅的な打撃を受けた自治体も存在する。したがって、国や都道府県による積極的な支援や当該市町村の財政力に配慮した対応が求められる。さらに、対規模な津波災害に伴う特有の被害も発生している。たとえば、莫大な量の災害廃棄物や住宅地の水没、農地の壊滅的な被害、農業・水産業の甚大な被害など、これまでの想定をはるかに超える状況である。

救助という初動段階から復旧という応急段階にあたり、政府においては国民の復旧復興活動のサポートに全力を挙げるとともに、一日も早い復興に向け万全を期すため、以下につきその実現を強く望むものである。

■復興に向けた体制強化

- 今回の東北地方太平洋沖地震による被害は、阪神大震災を上回る大災害である。原発事故で長期かつ広範な電力不足も予想される。電力をどう配分し、国民の生活と産業経済、文化や希望をいかに高めるか、そしてそこから新しい日本をいかに創り出すか、1世紀に一度の難題に直面している。だからこそこの際、復興のために必要な、総合的な情報収集力、特別法、予算、規制づくり等に必要な体制強化が求められる。
そのために、「災害復興特別措置法」（仮称）の早期成立を図り、復興に向けた予算や政策の司令塔の役割を果す「復興庁」（仮称）および「復興担当大臣」（仮称）を設置すること。

■福島原発事故対策

- 福島原発事故への対応は情報開示が根本であるにも関わらず、政府による情報管理の不備やリスクコミュニケーションの欠如により風評被害が広がり、国民の不安を増大させている。国民目線に立った情報開示の速やかな徹底を求める。
 - 緊急時迅速放射能影響予測（SPEEDI）による住民の被ばく量や放射性物質が拡散する量の予測を速やかに公表すること。
 - 発電所を含めて周辺の放射線量の時系列データをリアルタイムで公開するとともに、測定結果を10段階の危険度で説明するなど、国民目線に立った「正確」「明快」「迅速」な情報提供に徹すること。
 - 海水、土壤、水道水等のモニタリング結果を、わかりやすい表現で随時公表すること。
 - 放射線汚染の数値は、妊婦、胎児、大人、子ども等、別の基準を示すこと。
- 事故対応の基本の方針や全体像、復旧の見通しを速やかに示すこと。
- 農作物等の放射線汚染、風評被害について、情緒的、抽象的な表現は厳に慎み、安全な作物も含めて正確な情報を提供するとともに、国・東京電力が全額補償すること。

■緊急的な被災者支援の充実

【災害復旧の総合的推進】

- 災害復旧の初動段階から応急段階にある現在、避難所の場所、人数など、自主避難者も含めて避難状況の現状把握を速やかに行うこと。
- 市町村の災害復興スキルやマンパワーが不足している。都道府県や国が支援すること。
- 避難者を受け入れている自治体にかかる費用については国が全額負担すること。
- 戸籍や住民票、罹災証明証、健康保険証、運転免許証の再発行や社印・社判が必要な行為への配慮、避難先における被ばく検査の無料化など、法制度の弾力的運用に徹するとともに、速やかに広報すること。
- 新聞、メディア等の各報道機関、政党、ボランティア団体等の各種団体からの情報の一元化に取り組むこと。

【避難所等での安心の確保】

- 避難所の安全確認はもとより、風呂、授乳室、更衣室、トイレ、換気の設置、プライバシーの保護等、被災者目線に立った対策、ネット環境の整備等、避難所の機能強化を図ること。
- 国内外から資材を集め仮設住宅の整備に万全を期すこと。その上で、被災者の入居にあたっては既存のコミュニティーが存続できるよう、可能な限り、地域ぐるみで受け入れこと。
- 全ての避難所に「生活再建相談センター」（仮称）を設置し、空き家や就労支援、学校の再開等の情報が被災者に遅滞なく提供すること。
- 避難した地域に関わらず、避難先での入学手続きの簡素化や就労支援、生活支援の徹底を図ること。
- 感染症予防や心のケアなど、避難所での医療体制の強化を図ること
- 道路や河川、港湾、海岸、空港、鉄道、学校、農地、上下水道などの社会インフラ・生活インフラの応急処置は一ヶ月以内に完了するとともに、その後の復興に全力を挙げること。

■電力需給

- 計画停電の実施については予見性を確保するために、計画内容のわかりやすく且つ迅速な公表に徹するとともに、火力発電所の復旧など電力供給の見通しを示すこと。
その上で中長期的には計画節電を前提とした計画停電に移行すること。
- 被災地からの受け入れを可能にするため、基幹病院がある地域を計画停電からはずすこと。
- 電力需給の「見える化」と家計等での効果的な節電方法について周知すること。

■中小企業金融

- 3月末で期限切れとなる緊急保証制度を延長するとともに、被災企業や影響する企業に対し、柔軟に適用すること。
- 金融機関の閉鎖等により、中小・零細企業者の事業に影響が及ばないよう最大限配慮すること。